

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」

ワーキンググループ（第5回）

1 日時 令和6年3月4日（月）17時00分～19時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

山本（龍）主査、生貝構成員、石井構成員、曾我部構成員、水谷構成員、森構成員

（2）オブザーバー団体

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セーファーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメディア振興センター

（3）オブザーバー省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省

（4）総務省

湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、大澤情報流通振興課長、恩賀情報流通適正化推進室長、内藤情報流通適正化推進室課長補佐、上原情報流通適正化推進室専門職

（5）ヒアリング関係者

株式会社野村総合研究所 斎藤氏 尾張氏

4 議事

- (1) デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた国内外の検討状況
- (2) 意見交換
- (3) その他

【山本（龍）主査】 それでは、定刻になりましたので、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」ワーキンググループの第5回会合を開催いたします。

本日は御多忙の中、当会合に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事に入る前に事務局から連絡事項の御説明をお願いいたします。

【高橋係長】 事務局でございます。まず、本日の会議は公開とさせていただきますので、その点、御了承ください。

次に、事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。本日の会議につきましては、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、本体資料として、資料WG 5-1-1から参考資料WG 5-4-8までの18点を用意しております。万が一お手元に届いていない場合がございましたら事務局までお申しつけください。また、傍聴の方につきましては、本ワーキンググループのホームページ上に資料が公開されておりますので、そちらから閲覧ください。

なお、本日は、山本健人構成員、曾我部構成員は御欠席予定、石井構成員、森構成員は会議途中からの御出席予定と伺っております。

事務局からは以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。本日の議事でございますけれども、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた国内外の検討状況として、事務局と株式会社野村総合研究所様から御説明をいただいて、それぞれの後に質疑の時間を設けまして、最後にまた意見交換の時間を設けるというふうに進めさせていただきたいと思います。

それでは、早速議事に入らせていただきます。まずは、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた国内外の検討状況のうち、検討会における制度面に関するこれまでの議論内容、それからプラットフォームサービスに関する研究会における偽情報に関する議論内容について、事務局から御説明をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

【上原専門職】 事務局より御説明いたします。ただいま画面に映しております資料WG 5-1-1は、親会第7回会合の配付資料7-2-2の再掲となります。親会第8回会合の配付資料8-3-1としても同じ資料をお配りしております。親会の第1回から第5回ま

での会合において構成員の皆様からお寄せいただいた御意見を事務局にて取りまとめた資料となります。

また、資料WG 5－1－2は親会第8回会合の配付資料8－3－2の再掲となります。こちらは親会第7回会合でデジタル空間における情報流通の健全性に関する基本的な考え方、特にデジタル空間における情報流通と情報流通に関する課題、それぞれの全体像及びそれらの課題に対処する上で考慮すべき基本理念の項目例について御議論いただいた際の構成員の皆様からのコメントを事務局にて要約し取りまとめた資料となります。

これらの資料WG 5－1－1、5－1－2にまとめられた親会第7回会合までの構成員の御意見をベースに、デジタル空間における情報流通と情報流通に関する課題、それぞれの全体像を一案として事務局にてビジュアル化しまして、親会第8回会合にて配付させていただきましたのが資料WG 5－1－3となります。こちらは親会の資料8－3－3の再掲となります。

こちらの資料WG 5－1－3の6ページ、「デジタル空間における情報流通の健全性を巡る課題（例）」を御覧ください。こちらは親会第7回会合までにデジタル空間における情報流通に関する現在の課題として構成員の皆様に言及いただいたもの、具体的には資料WG 5－1－1の②、15ページから79ページまでに引用してまとめておりますが、これらの概略を、主として関係するものとして皆様に言及いただいた情報流通の段階、あるいはステークホルダーに被さるような形でそれぞれ配置しております。

こちらはあくまで現時点の親会構成員の皆様からの御意見を要約したものでして、例示されている課題の内容や配置ぶりについては、今後の議論を踏まえて更新されていくことが見込まれております。

ただ、本ワーキンググループにおいて、制度面を含め、表現の自由をはじめとする様々な権利利益に配慮した検討を専門的な見地から行っていただくに当たり、現時点の親会における課題意識に関する検討状況をおさらいする意味では有用かと存じますので、今回改めて御紹介させていただきます。

あわせて、資料WG 5－1－4を御覧ください。こちらも資料WG 5－1－1、5－1－2にまとめられた親会第7回会合までの構成員の御意見を整理した資料となります。こちらは先ほど紹介した課題に対処すべき基本理念の項目例として、親会構成員の皆様に挙げていただいたもの、具体的には資料WG 5－1－1の①、3ページから15ページまでに引用してまとめておりますが、これらの項目だけを一旦幅広に抜き出して並べたものになり

ます。

こちらもあくまで現時点の親会構成員の皆様の議論状況を示したものでして、今後も項目の追加や入替えが見込まれ、また項目間の関係の整理や階層化が必要と考えられますので、これ自体が親会の最終検討結果というわけではございませんが、やはり現時点の親会における検討状況を本ワーキンググループにおいてもおさらいするという意味で再掲させていただきました。

この基本理念の項目例を念頭に置きつつ、改めて資料WG 5－1－3の6ページ目の課題例を御覧いただくと、例えば右のほうに「偽・誤情報の拡散への対応の在り方」という課題が挙げられております。本年1月に発生した能登半島地震においてもインターネット上の偽・誤情報等の流通・拡散の問題が生じたという指摘がございますところ、こうした指摘を踏まえて、偽・誤情報等への対応の在り方については、制度面も含めた検討の必要性が親会でも示唆されてきたところでございます。

他方で、基本理念の項目例として、表現の自由が挙げられておりましたとおり、表現の自由への萎縮効果等への懸念等からすれば、偽・誤情報等への対応については、民間部門における関係者による自主的な取組を推進していくことが重要という指摘もございましたところ、こうした取組を支えるマルチステークホルダーによる連携・協力の在り方については、課題として資料WG 5－1－3の6ページの上の方に挙げられておりまし、また、基本理念の項目例としても挙げられております。

こうしたマルチステークホルダーによる連携・協力についても、枠組みの構築など、何らか制度面を含めた対応の在り方について検討すべきじゃないかという御意見が親会であつたところでございます。

さらに、資料WG 5－1－3の6ページ中央付近、「事業者の取組の透明性・アカウンタビリティ確保の在り方」というところにつきましては、事業者のみならず、国・地方自治体を含めたマルチステークホルダーによる偽・誤情報対策に関する取組全体の透明性・アカウンタビリティの確保という形で、制度面を含む対応の在り方を検討すべきではないかという御意見がございました。

透明性・アカウンタビリティについては、基本理念としても明確に打ち出していくべきという御意見もあったところでございます。

さらに大局的な視点で言いますと、偽・誤情報等の流通・拡散の背景にある構造的要因としてのアテンション・エコノミー、広告収入等の経済的インセンティブについても、それが

引き起こす個々の課題、つまり偽・誤情報等の流通・拡散といった個々の課題のみならず、構造的要因そのものに対して、何らか制度面を含む対応の在り方を検討すべきではないかという御意見がございました。

以上に加え、資料WG 5－1－3の6ページ下のほうに「緊急事態（災害、サイバー攻撃など）への対応の在り方」という課題が挙げられておりますところ、基本理念の項目例としても挙げられておりましたような安心・安全、こういった情報流通空間としてのデジタル空間を実現する観点から、災害発生時等の緊急事態のように、特にリスクが高い場面における対応の在り方について、制度面を含めて対応を検討してはどうかという御意見もあったところでございます。

そのほかにも、例えば「プライバシー保護・利用者データの保護の在り方」、「発信情報の信頼性を得るためのコスト増への対応の在り方」、「発信力強化のためのガバナンスの在り方」、「持続可能なファクトチェック推進のための仕組みの在り方」、「認知的・社会的バイアスを前提としたリテラシー向上策の在り方」、「発信・拡散主体となり得る受信者側のガバナンス・リテラシー向上策の在り方」、「生成AI・ディープフェイク技術の進展に伴うリスクへの対応の在り方」、「技術・研究開発の在り方」、「国際連携・協力の在り方」、そういった課題が挙げられておりますところ、これらの課題に対しても制度面を含む対応が必要か否か、必要とすれば、どのような方法で実現することが適當かといった検討の必要性が親会で示唆されているところでございます。

以上が親会における議論状況のおさらいとなりますが、さらに遡ると、総務省では2018年10月に設置されたプラットフォームサービスに関する研究会が偽情報への対応の在り方について既に一定程度の検討を行っておりまして、本ワーキンググループではその議論の蓄積を前提としてさらなる検討を進めていただくことが有益と考えられますので、ここであわせてプラットフォームサービスに関する研究会における偽情報に関する検討結果について御紹介させていただきます。

資料WG 5－1－5を御覧ください。表紙をめくって1ページ目、2018年10月に研究会が設置されてから、2020年2月に一旦最終報告書という形で報告書を出しておりますが、その時点までの約1年半の間の議論状況を簡単にまとめております。

プラットフォームサービスに関する研究会は2018年12月に検討アジェンダを公表しておりますが、その中では既に、ここに引用しておりますとおり、プラットフォームサービスの「社会基盤としての役割」や「自由な情報の流通の促進への貢献」に留意しつつ、「フ

エイクニュースや偽情報への対応」を検討するという旨が明記されておりました。

続いて2ページ目、その後の検討を経て2020年2月に公表された最終報告書では、偽情報への対応の在り方の基本的な方向性として、「表現の自由への萎縮効果への懸念」、「偽情報の該当性判断の困難性による実効性の欠如及び恣意的運用への懸念」といった課題を踏まえまして、プラットフォーム事業者をはじめとする民間部門における自主的な取組を基本とした対策を進めていくことが適当とされました。

特にプラットフォーム事業者による情報の削除等の対応など、個別のコンテンツの内容判断に関わるものについては、表現の自由の確保などの観点から、政府の介入は極めて慎重であるべきとされたところです。

ただし、仮に民間による自主的スキームが達成されない場合、あるいは将来的に偽情報の拡散等の問題に対して効果がないと認められる場合には、特に透明性やアカウンタビリティの確保方策に関して、プラットフォーム事業者に対する行動規範の作成や対応状況の報告・公表など、行政からの一定の関与も視野に入れて検討を行うことが適当とされております。

透明性・アカウンタビリティの確保がなぜ重要かという点については、3ページに引用しておりますとおり、最終報告書の中で一定の説明がなされています。すなわち、プラットフォーム事業者による自律的な情報の削除等の取組が適切に行われていることが利用者や社会全体に対して明らかにされ、利用者が安心・信頼してプラットフォームサービスを利用できること。また、プラットフォーム事業者によって過剰な削除や不当なアカウント停止等の行き過ぎた対応が行われていないかという点についても明らかにされ、利用者の表現の自由を確保すること。この2点がまず挙げられております。

さらに、プラットフォーム事業者自身による対応状況等の公開・説明やフォーラムの開催等を通じて、国民やメディア等に対して取組の効果や課題が明らかになることで、社会全体のモニタリング機能が果たされ、それらの反応を踏まえてプラットフォーム事業者によるさらなる取組が進められていくというサイクルが回っていくことの期待についても言及されております。

以上が最終報告書の内容ですが、プラットフォームサービスに関する研究会は最終報告書の取りまとめをもって終了したわけではありませんで、その後、誹謗中傷等の違法・有害情報対策を中心に検討を再開しまして、特に偽情報の問題については、プラットフォーム事業者の取組が十分かどうか、官民の取組が適切に進められているかどうか等について、

ラットフォーム事業者からのヒアリング等を通じてモニタリングと検証評価を実施しております。

モニタリングと検証評価は、2021年、2022年、2023年と3年にわたって実施されましたけれども、特に2022年のモニタリング結果をまとめた第二次取りまとめは、透明性・アカウントビリティ確保をはじめ、プラットフォーム事業者に期待される役割、情報流通の適正化やユーザの表現の自由の確保についての一定の責任が改めて確認されております。

具体的には、4ページに引用しておりますとおり、「プラットフォーム事業者のサービス上では、多くのユーザによる自由な情報の発信・受信を可能としている一方で、誹謗中傷や偽情報といった違法・有害情報も多く流通している」と指摘した上で、「プラットフォーム事業者は、問題となる投稿の削除やそのような投稿を行ったアカウントの凍結・停止、投稿に注意喚起を促すラベルの付与、表示順位の低下等といった、ポリシーにあらかじめ定められた違法・有害情報などの流通を抑止するために講じる措置を実施するなど、情報流通の適正化について一定の責任を果たすことが期待される」、また「一方で、プラットフォーム事業者は、ユーザの表現をあずかる立場でもあり、ユーザの表現の自由の確保について一定の責任を果たすことが期待される」としております。

さらに5ページ目、「大規模なプラットフォームサービスの提供者は、そのサービスの提供により情報流通について公共的役割を果たしていると考えられることから、当該サービスのユーザ及びユーザ以外の者に対して、その透明性・アカウントビリティが確保されることが必要」としております。この「透明性・アカウントビリティの確保」を求める趣旨として、違法・有害情報の「流通実態やその抑制のための対策とその効果に関する総量的な数値等の把握という全体的な傾向に関する観点」、言わばマクロの観点と、「申請にもかかわらず十分に措置が行われないと考えられるケースや自身の投稿について行き過ぎた措置が行われたと考えられるケースが発生した場合の反論や異議申立ての機会の確保という個別具体的の観点」、言わばミクロの観点の両面から透明性・アカウントビリティの確保が必要としております。

こうした透明性・アカウントビリティ確保の効果として、最終報告書でも一部挙げられておりましたが、「当該サービスのユーザ及びユーザ以外の者による客観的な根拠に基づく批評を可能にし、こうした批評がプラットフォームサービスの運営にフィードバックされることを通じて、投稿の削除やアカウント停止等の措置の運用の改善につながること」、また、

「サービスの設計や運営上の創意工夫に対するユーザーからの信頼性の向上」につながり、それが「プラットフォーム事業者にとっても経済的合理性を有する取組になるだけではなく、ユーザが最新のサービスの利益を享受しながら、リスクを理解した上で、安心・安全にサービスを利用することが可能な環境の確保につながる」という2点の期待が示されております。

その上で、6ページに引用しましたとおり、2022年のモニタリング結果を踏まえると、プラットフォーム事業者による偽情報への対応及び透明性・アカウンタビリティ確保の取組の進捗は限定的であったとされ、これを受け、総務省は、「偽情報への対応に関する透明性・アカウンタビリティの確保に向けて、行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与を具体的に検討することが必要」と提言しております。

そのほか、7ページに引用した箇所では、その他プラットフォーム事業者に期待されることとして、「ユーザ自らが望ましいと判断する情報環境を選択するための環境整備、すなわち、個人がテクノロジーを通じて自身が触れる情報の自律的なコントロールを可能にするための環境整備が重要である。大規模なプラットフォームサービスが情報流通について公共的役割を果たしていることからも、ユーザ自身が望ましいと判断する情報環境を選択するための環境整備について、利用者とコミュニケーションを図りながら、一定の役割を果たすことが期待される」としております。

その後、翌2023年のモニタリング・検証評価を踏まえ、第二次取りまとめ後に行われた検討の結果を踏まえまして、2024年2月に第三次取りまとめが公表されました。

第三次取りまとめでは、8ページに引用しておりますとおり、モニタリングの結果としてプラットフォーム事業者による我が国における偽情報への対応及び透明性・アカウンタビリティ確保の取組の進捗はいまだ限定的、一部事業者については、ヒアリングシートや説明資料の提出がなく、後退があったという評価がなされております。

また、透明性・アカウンタビリティの確保として、モニタリングの継続的な実施が適当という提言がなされております。

その上で、9ページに引用しましたとおり、インターネット上の偽情報の生成・拡散やプラットフォーム利用者の情報に対する選択的接触の問題について、アテンション・エコノミーを構造的要因とする場合も含め、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会、つまり、本ワーキンググループの親会における議論の深化に期待、また、プラットフォーム事業者において、API開放等により、研究者が情報公開に関する実デー

タを入手しやすい環境が整備されることに期待と提言して、偽情報に関する検討を一旦終えております。

10ページ以降は参考資料になります。2021から2023年までの3年間のモニタリング・検証評価に際しての質問項目と結果の概要を並べております。

最後、18ページを御覧いただければ、3年間の評価結果を一覧的に御確認いただけます。基本的には3年間を通じ、透明性・アカウンタビリティの確保の進展は限定的という評価が続いております。

事務局からは以上となります。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見のある方は、挙手機能またはチャットで発言希望の旨を御連絡いただければと思います。大体20分ぐらい質疑応答の時間にしたいと思います。

いかがでしょうか。

これまでの議論、かなり蓄積が出てきているわけですけれども、それをおまとめいただき、このWGで議論すべきことを一定程度示唆していただいたと思うんですけども、特にもし御質問等がなければ、次のプレゼンに入って、また最後の自由討議のところで御意見いただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。

すいません、特にないようですので、それでは、次のプレゼンに行って、最後に今の事務局からの御説明も含めて議論をしていければと思います。

それでは、続きまして、EUのDigital Service Act、DSAの動向につきまして、野村総研の齋藤様、それから尾張様からプレゼンをお願いしたいと思います。

御準備のほうはいかがでしょうか。

【野村総合研究所（齋藤）】 ありがとうございます。野村総合研究所の齋藤です。資料のほう、投影させていただきます。

【山本（龍）主査】 よろしくお願いします。

【野村総合研究所（齋藤）】 では、改めまして、野村総合研究所の齋藤でございます。本日は、今御説明いただきましたけども、EUのDSA法、Digital Services Actの概観と、こちらが2月17日から全面適用になったというところもありますので、その直近の状況についても御紹介させていただければというところでございます。

構成としては、今こちらに書いているように、全体の概要のところ、主な構成、内容のと

ころから、さらには直近の執行ですとかの状況について御説明させていただければというところでございます。

まず、D S Aの全面適用の開始というところでございますけども、2 4年の2月1 7日からD S AのE U加盟国内での全面適用が開始されたというところであります。

これに先立ち、その前日、2月1 6日に欧州委員会から全面適用に関するプレスリリースが出ておりますので、その内容を簡単に御紹介しております。

2つが、左側にコメントとして、実際に欧州委員会から出されているコメントになりますけども、このD S Aの規則が、E U内のユーザーがアクセスする全てのオンライン・プラットフォームに適用されるといったところと、これがE Uの基本的な価値観と原則を反映する大きなマイルストーンになるというのが1つ目といったところと、2つ目、左下になりますけども、これが適用されることによって、国民を違法コンテンツから守り、権利を守るために、効果的な執行が鍵となるというところですので、いかに執行していくかというところにも言及されていたといったことになります。

このプレスリリースの概要については、それぞれの項目の詳細はこの後資料に含めておりますけども、大きく3つに触れられていたといったところで、プラットフォーマーに対する新たな責任が生じるといったところ。

2つ目が、加盟国のデジタルサービスコーディネーター、この資料ではその後、D S Cと記させていただきますけども、による監督といったところで、各国のD S Cが独立した規制当局としてD S Aを監督・執行していくことというのが2つ目といったところ。

3つ目が、欧州デジタルサービス会議の設立といったところで、各国のD S Cと欧州委員会による欧州デジタルサービス会議を設立し、E U全体のユーザーが同じ権利を享受できるように進めていくことといったのが言及されていたといったところでございます。

次のページがD S Lの概要と経緯・背景といったところですけども、下側に主なタイムラインといった形で書いておりますけども、2 0 2 0年1 2月1 5日に委員会提案書の公表というものが始まってきたところというのが大きなマイルストーンかなといったところでございますけども、その後、2 0 2 2年の4月にD S Aに関する政治的合意といったところ、2 2年の1 1月にD S Aの規則が発効していったといったところです。

それを踏まえて、去年の2月1 7日までに各オンライン仲介事業者がユーザー数を公表したといったところ。それを基に欧州委員会のほうで、V L O PとV L O S Eと書いておりますけども、超巨大オンライン・プラットフォームと超巨大オンライン検索エンジンといっ

たものの指定がされたといったところで、適用開始が2023年の8月から始まってきたといったところになっております。

指定された事業者というのが、第1回のDSA透明性レポートというのを去年の10月末までに提出をしてきたといったところと、今申し上げたとおり、24年の2月17日から全面適用が開始されたといったところが大きなタイムラインになっているといったところでございます。

次のページが、全体構成という形で、2ページにわたって少し細かいですけども記させていただいておりまして、全部で大きく5章の構成になっております。第I章は総則といった形ですけども、第II章が仲介サービス提供者の責任といった形で、それぞれ全体の定義がされているといったところと、第III章以降が透明で安全なオンライン環境のためのデューデリジェンス業務といった形で、それぞれのサービス区分に応じて対象となる規律が定められているといったところが、今、このページに出している11条から48条までといったところになっております。

その後、第IV章は、実施、協力、制裁及び執行といったところで、監督・執行に関するものというのが定められているのが第IV章といった形になっておりまして、最後、第V章は最終条項という形になっているといった形の全体構成になっているといったところでございます。

以降、それぞれ主な内容について簡単に触れさせていただければというところでございます。

まず、DSAの目的と範囲といったところで、具体的には第1条と2条で記されているというところですけども、DSAの目的は、上のポイントに書かれておりますけれども、第1条に明記されており、オンライン上の仲介サービス、*intermediary services*がEUの域内市場において適切に機能するように貢献することにあるとされているといったところです。これはイノベーションが促進されるとともに、欧州憲章に掲げられた基本的権利が効果的に保護される、安全で安全かつ信頼できるオンライン環境のための整備をされた規則を定めることで行われるとされております。

続いて、第2条、範囲について定められておりまして、適用されるサービスの範囲については、EU域内に事務局が所在する、またはEU域内に所在するサービスの受領者、利用者に対して提供される仲介サービスに適用されるとされております。

続いて、DSAの対象となる情報という形で、こちら2ページにわたって簡単にまとめさ

せていただいております。

まず、違法コンテンツ、イリーガルコンテンツについては第3条のほうで定義をされているといったところで、仲介サービス事業者による対応の対象とされているといったところです。

この定義自体は、下に書いておりますけども、それ自体または製品の販売やサービスの提供を含む活動に関連して、EU法またはEU法に準拠している加盟国の法律に準拠していない情報を意味するといった形で定義をされていると。

この違法コンテンツについて、それらの削除を直接義務づける規定はないというところですけども、違法コンテンツについては、司法、行政機関からの措置命令への対応結果の報告義務が第9条に規定されているというところと、明白な違法コンテンツを頻繁に投稿する利用者に対するサービス提供停止の義務といったものが第23条に記されているといったところでございます。

また、違法コンテンツと並ぶ形で記されているところが1つあるという形で、利用規約に違反する情報ということについては、まず利用規約の内容に関しては、第14条の1項で記されているといったところでございまして、利用規約に違反する情報に対する対応として、透明性の報告義務、第15条等ですとか、発信者への対応理由の通知、削除等をした場合の発信者への対応理由の通知、第17条といったところですとか、苦情処理、紛争解決等を通じた透明化された対応というのが求められているといったところでございます。

下は、それぞれDSAの言及箇所を抜粋させていただいております。

続いて、偽情報 (disinformation) については、違法コンテンツの定義には含まれていないというところでありますけども、違法コンテンツ等、併記される形で前文に複数の項目で記載されているというところでありますので、社会的な悪影響を与えるリスクとして偽情報が明記をされているといったところであります。

下側の表のDSAでの言及箇所というのを幾つか抜粋をしておりますけども、前文の2項で、社会的リスクとして違法コンテンツとオンライン上の偽情報を併記しているといったところ、さらには前文の9項で、DSAの目的を記している項目ですけども、オンラインでの違法コンテンツの流布と偽情報やその他のコンテンツの流布が引き起こす可能性のある社会的リスクへの対処を明記といった形で、違法コンテンツと併記される形で偽情報やその他コンテンツというのも記されているといったところでございます。

このように偽情報自体は違法コンテンツの定義には含まれていないというところですけ

ども、社会的な悪影響を与えるリスクとしての偽情報という形で複数の項目で言及されているというところであります。

続いて、D S Aの規律の対象となるサービスという形で、D S Aの中でそれぞれ区分ごとに規律が課されているというところですので、そのサービスの区分を記しているというが9ページ目になっております。

広くは仲介サービスというところが大きな枠になっておりますけども、その中で具体的な対象となってくるのがホスティングサービスという形で、サービスの受け手から提供され、または受け手から要求された情報の格納を行うサービスという形で定義されておりますけども、そちらがホスティングサービスといった形になっております。

その中、少し濃い水色になっておりますけども、ホスティングサービスの中で、当該サービスの受領者の要求に応じて情報を保存し、公衆に配信するサービスというのがオンライン・プラットフォームサービスと定義をされております。この中で、4,500万人以上の利用者がいるもの、EU域内人口の10%以上のものを占めるサービスについて、Very Large Online Platformという形で、V L O Pとしての該当、条件に当てはまるといったところであります。

下側の水色のところは、オンライン検索エンジンサービスといった形で、こちらも定義されておりますけども、その中でV L O Pと同様に、4,500万人以上の利用者がいるものというものがV L O S Eという形で指定をされるといった形になっております。

次のページが、仲介サービス提供者の責任制限という形で、D S Aの中で免責が記されている項目について簡単にまとめているといったところになります。

具体的にはD S Aの第4条から8条の中で仲介サービス提供者というところの免責について規定をしているといった形で、下側に構成を書いておりますけども、4条から6条までというところが、それぞれのサービス区分に応じた免責を規定しているというのが4条、5条、6条となっております。

第7条の自主調査及び法令遵守というところが、第4条から6条に規定された免責について、事業者が自主的な調査等の必要な措置を講じたという理由のみで免責の対象外となるということはないと規定をされているといったところでありますて、提供者が自主的にしかるべき行動をしていることのみによって責任を負うことがないとされているといったところの関係性でございます。

さらに第8条で、一般的なモニタリング及び積極的な事実調査の義務なしというところ

ですけども、きっかけとなる情報等がないときには積極的に調査する義務を負わないということも規定をされております。

今申し上げた各条項の抜粋と仮訳というところと関連する前文26項をつけておりますので、こちらの御参照いただければというところになります。

次のページが、先ほど申し上げたサービスの区分ごとに、具体的にどのDSAの規律が対象となっているのかというところを対照表の形で整理しているのが12ページといったところでありまして、仲介サービスに対する規律をベースに、それに対してホスティングサービスでは、第16条、17、18条が追加で課せられるといったところ、さらにはオンライン・プラットフォームについては、20条から28条までが追加で課されるといった形になっているといったところ。さらには、一番規模の大きいVLOP、VLOSEについては、さらにそれに重なる形で、第33条のVLOP、VLOSEの指定に続いて、具体的な規律が課せられているといったところが34条から43条までといった形になっているといったところでございます。

続いて、執行・監督の枠組みといったところでありまして、欧州委員会のプレスリリースでも言及されていたというところでもありますけども、DSAの執行・監督自体は、大きい3つの丸を書いておりますけども、下の2つの丸が具体的には担っているといったところでして、DSCと欧州委員会が担うといったところでございます。

DSCについては、各加盟国内にそれぞれ設置をするといったところで、加盟国内におけるDSAの監督・執行の権限を有するといったことになっております。

ただし、VLOP、VLOSEに対する指定と監督・執行については欧州委員会が担うといったような枠組みになっているといった形で、相互に連携して監督・執行を進めるとなつております。

さらには、独立した諮問機関として、European Board for Digital Servicesという形で、欧州デジタルサービス会議と訳しておりますけども、独立諮問機関として、各国のDSAと欧州委員会と協力する、さらには支援していくという目的として位置づけられているのがこの諮問機関という形でございます。

各国のDSCの代表者が構成員となるというところと、議長については、チェアマンについては欧州委員会から配置するということが規定されております。

今申し上げたDSAの任命状況という形で、こちらはあくまで暫定という形で、24年2月16日現在というところですけども、EU加盟国の27か国中16か国でDSCに任

命した機関を欧州委員会のページで公表しているといったところでございます。

その16か国うち12か国について、青色のハッシュをかけている部分になりますけども、通信系の当局が示されているといったところの特徴があるというところで、12か国分について水色でハッシュをかけているといったところでございます。

こちらドイツについては、欧州委員会のページではまだ公表されていないというところですけども、ドイツ版のDSAの中では、連邦ネットワーク長がDSCとして任命されるということが記されているというところでございます。

そちらに関連して、参考資料でドイツにおけるDSAの執行に向けた動きというのを少し紹介をしておりますけども、ドイツのネットワーク執行法という、2017年10月に発効し、その後、2021年6月に大幅な改正を伴った法律でありますけども、ソーシャルネットワーク事業者に対して、苦情処理ですか、報告義務、課徴金等を規定しているものになりますけども、DSAの全面施行に当たり、ドイツ版DSAによってネットワーク執行法の大部分が置き換えられることになるということが規定されているといったところでございます。

具体的には、ドイツ版DSA、ドイツ語名でいいますとDDGというもの第29条の中で、ネットワーク執行法の改正について明記がされておりまして、大部分がDSAによって置き換えられること、また、進行中の課徴金手続は、ネットワーク執行法の下で存続すること等が明記をされているといった形になっております。

下側に簡単に書いておりますけども、ネットワーク執行法については、連邦司法省が監督・執行を担っていたといったところでありますけども、先ほど申し上げたとおり、DSAについては、連邦ネットワーク長がDSCとして任命されているといったところになりますて、連邦司法省は、先ほど申し上げた、進行中の課徴金手続等についての執行・監督責任を引き継ぎ持つといったような形になると記されております。

最後の項目が、VLOPとVLOSEに対する執行の手順といった形で、大きく5つのステップを書いておりますけども、まず欧州委員会が指定と適用開始していくといった話と、義務についてコンプライアンス調査を進めていくといった形と、コンプライアンス調査により違反の疑いがあるという場合には法的手続を開始できるといったこと、その後、それを踏まえて違反の決定がされるというのが大きな枠組みになっているといったところでございます。

こちら、それぞれ、どの条項に該当しているかは記しておりますけども、その具体的な動

きを右側に記しているといったところと、もう少し具体例としてまとめているというのが次のページ以降になっております。

VLOPとVLOSEの指定と適用開始のタイムラインというところでいいますと、冒頭にもありましたけども、昨年の4月25日に指定をしたというのが1回目といったところで、17のVLOPと2社のVLOSEという形で合計19社を指定したといった形になっておりまして、そちらが4か月後の2023年の8月から適用が開始をされ、10月末までに向けて第1回のDSA透明性レポートが提出をされたといった形になっております。

それをコンプライアンス調査が始まる中で、欧州委員会のほうからVLOP、VLOSEに対しての情報提供の要請が何度か行われているといった形と、それに応える形での情報提供というのが行われているといったところでございます。

さらには、23年の12月20日に追加のVLOPが3社指定をされているといった形になっております。

今申し上げた透明性ポート、第1回のDSAの透明性レポートにおいて、偽・誤情報に関する記載について少し抜粋をしているのが次のページになっております。具体的にそこまで偽・誤情報に関する記載が多かったかというと、そうではなかったというところではありますけども、ここに書いているところが少しの例となっております。

Googleですと、Googleの各サービスにおいてコンテンツモデレーションの実施件数が、違法コンテンツまたは利用規約の違反の類型別に公表されているといった形で、YouTubeの中で、誤情報の類型が設けられて、2,474件を実施したと記載されているといったところがございます。

あるいは、TikTokのほうについては、TikTokが各国の言語や文化等に特化した誤情報専門モダレーターを抱えていることについての説明等がされているといったところでございます。

先ほど申し上げたVLOPに対する欧州委員会からの情報提供の要請といったところと法的手続の状況といった形で、昨年の10月以降、それぞれのVLOPに対する具体的な要請が何度か行われているといったところで、最初が10月にXに対する情報提供要請といったものが出てきたというのが最初にやっております。

その後、法的手続の最初の事例となったのが、昨年の12月18日のXに対する事例といったところでございまして、リスク管理ですか、コンテンツモデレーション、ダークパタ

ーン、広告の透明性、研究者のデータアクセスに関して、D S A違反の可能性を評価するため法的手続を開始したというのが最初の事例といったところで、10月12日の情報提供の要請に対する回答に基づき決定されているといったところでございます。

さらには直近2月19日に2つ目の事例として、T i k T o kに対して法的手続を開始するといったところが2つ目の事例として出ているといったところであります。

さらに直近で、金曜日ですかね、3月1日にM e t aに対する、こちらは情報提供要請というところですけども、広告運用ですかねとか、レコメンダー・システム及びサブスクリプションサービスオプションの導入に関してリスク評価の義務をどのように遵守したかというところの措置に関する情報提供、さらには、以前に要請された情報提供要請に対する回答に対する追加情報の提供要請というのも同時に行われているといったところでございます。

ここまでが具体的な動きという形で簡単にまとめさせていただいた内容になっております。

最後は、参考までですけども、日E U・I C T政策対話の内容も公開されておりましたので、少し抜粋をしているといったところで、24年の2月20日に第29回目の政策対話が行われているというところであります。I C T分野の重要テーマに関して、双方の最新の取組について種々の議論が行われているというところでございますけども、その中で記しているオンライン・プラットフォームの項目の中で、偽・誤情報に関する双方の取組を説明、議論した上で相互の協力を進めていく、深めていくということが確認をされているというところで、E U側からのデジタルT S Aに関する説明ですかね、偽・誤情報に関する行動規範に対する説明もあったというところでございます。

以降、参考資料として主な条文と概要を載せておりますので、御参照いただければといったところでございます。

ちょっと長くなりましたが、弊社からの御説明のほう、以上とさせていただければと思います。ありがとうございました。

【山本（龍）主査】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御発表につきまして、御質問、御意見のある方は挙手機能またはチャットで御発言希望の旨を御連絡いただければと思います。大体20分ぐらい、また質疑応答の時間を設けまして、その後に、あまり区別しなくてもよいかも知れませんが、自由討議に入っていきたいと思います。

それでは、いかがでしょうか。

それでは、水谷さんから御質問をお願いいたします。

【水谷構成員】 関西大の水谷でございます。今日はD S Aについて詳細な御報告をいただきまして、ありがとうございます。

1点目は、ちょっと非常に細かいところで恐縮なんですが、気になった点がありまして、D S Aを紹介された資料に全体構成が書いてありますけど、22条に「信頼できる旗手」という規定が書かれています。この後の部分でも信頼できる旗振り業者というのが出てきたんですが、これは恐らくトラステッドフラッガーのことかと思うんですけども、例えば法務省がY o u T u b eのトラステッドフラッガーになっていますが、日本語で公認報告者と訳されています。トラステッドフラッガーは、御存じのとおり、コンテンツモデレーションで、ポリシーに違反しているんじゃないかというフラグ立てをしたら、それを優先的にプラットフォームが審査しますよという人たちなので、旗振りとかというよりは、どちらかというと違反コンテンツのフラグ立ての意味合いかなというので、その点がちょっと気になったというのが1つです。

もう一つは、こちらは全体に関わるところなんですけども、今日の資料だと10ページに該当するところですが、6条とか7条に、ホスティングサービスの免責とか、法令遵守に対する事業者の免責規定、責任制限規定があるわけですね。これは恐らく、条文の違いはありますけども、日本でいうとプロバイダ責任制限法の3条の免責規定の部分だとか、アメリカだと通信品位法の230条に相当する規定だと思うんですね。

ということは、今回、D S Aにおいては、6条、7条の部分は維持されている。つまり、情報流通に関わる事業者については、個々の違法コンテンツの流通による損害賠償責任とか、あるいはコンテンツモデレーションをやった結果、発信者に対して責任を負わなきやいけないとか、そういうところについての法的な免責のスキームは維持をしつつ、それとは別立てで、今日御報告いただいたデュープロセス的な手続確保とか、システムクリスクの軽減措置とか、どちらかというと社会的責務を履行するというようなことを義務づけられたと、そういう立てつけになっているという理解でよろしいでしょうか。以上の2点なんですが、よろしくお願ひいたします。

【野村総合研究所（齋藤）】 ありがとうございます。まず1点目については、訳し方のところは我々も非常に悩んでいるところでございまして、いただいたところのほうが、我々もフラグ立てというか、旗振りというよりはそういった意味合いが強いのかなと思っておりますので、少し反映させていただければというところでございます。

2点目の免責のされ方については、ちょっと我々も、全体像の理解が、及んでいるかとい

うところではありますけども、基本的には、おっしゃっていただいたような内容なのかなと認識しておりますけども、プロセス等々のところでいうと、免責される場合を特に規定しているといったところが特徴的なのかなというふうには理解をしているといったところではございますけども、ただ、17条の中で、処理する場合にも理由をもってちゃんと通知されることといったことが担保されているといったところではありますので、そことのセットでの解釈なのかなというところは読めるかなというところですけども、全体のところで今おっしゃっていただいたような構成になっているのかなとは理解をしております。

【水谷構成員】 ありがとうございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、石井さん、お願ひいたします。

【石井構成員】 ありがとうございました。大変網羅的に御説明いただきまして、理解いたしました。ありがとうございました。

資料の中で、偽情報に触れておられるページがあったかと思います。8ページの方で、偽情報は、具体的な違法コンテンツの定義には含まれておらず、前文の中で違法コンテンツと併記する形で入っていると、この部分を御説明いただいたかと思います。偽情報自体については、何かしらDSAで直接的に義務づけているものがあるというわけではなく、これとは別に欧州委員会が行動規範を出していますよね。偽情報の取組についての行動規範を出していて、それへの対応を求めている部分があると思いますが、行動規範の方のアップデート状況について、もし可能な範囲で教えていただけることがあればと思いまして御質問させていただきました。事業者にコミットを求めたりするところがあるかと思いますので、よろしくお願いします。

【野村総合研究所（齋藤）】 ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、偽情報については、DSAの中では、違法コンテンツ自体、法令違反というところ、明確になっております。偽情報自体は定義には含まれていないといったところでありますけども、前文の中で複数箇所にわたってディスインフォメーションという形では言及をされてい

る。今委員におっしゃっていただいたところに関連しますと、前文の104項の中では、偽情報に対して、違法コンテンツとは別に自主規制によって検討されるべき特定の分野であるということで、偽情報がひとつ言及されているといったところと、その自主規制の基礎になり得るという中で、その具体例として今言及いただいたEUの偽情報に関する行動規範というものが言及されているといったところですので、前文の104項、106項との関係

でいうと、行動規範については言及がされているといったところでございます。

また、行動規範については、今、レポートの提出状況含めて我々も整理を進めているというところでございますけども、また改めて、直近の状況等がアップデートできましたら、において御報告させていただければというところでございます。

【石井構成員】 ありがとうございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、生貝さん、よろしくお願ひいたします。

【生貝構成員】 大変丁寧な御説明ありがとうございました。まさにD S Aは、今、適用が開始されて非常に活発に運用が始まっているところですけれども、もし分かりましたら、関連して2点という御質問なんすけれども、まず1つは、やはりV L O P、V L O S Eの偽情報対策にとっては、やはりシステムリスクの評価と軽減といったようなところが大変重要なのだと思います。

そうしたときに、この中で2つほど御質問があるんですけれども、リスクの特定と軽減のときに必ず外部監査を入れるようになっていたかと思うんですけど、この外部監査というもの、ちょっと僕も細かくは読み切れていないんですが、まさにそういうプロセスも始まって、関連する文書なんかも出始めたりしたであろうところ、どういう主体が監査をやることになっているのかというようなことについてもしお分かりになればというのがまず1つと、それからもう一つは、行動規範、今石井先生からも御言及あったように、ディスインフォメーションのコードオブコンダクトがD S A適用開始前からある。ただ、やはり執行事例見ていると、かなりディスインフォメーションだけでも、このディスインフォメーションという枠の設定 자체がなかなか外延が難しいところありますけれども、しかし、必ずしもそれに限られない行動規範の策定というのも予定されているという認識であり、偽情報コードオブコンダクト以外の何か動きがあれば、コードオブコンダクト策定の動きがあれば教えていただきたいなというのが1個目の塊でございます。

それから、もう一つは、昨今の我が国の震災等の関連するディスインフォメーションの条項なんかを見ていても、特に危機管理プロトコルの部分というのが、すごくやはり我が国でも参照する必要性というものがわけても高いところかなと思いますところ、ここは、もしちょっと今何かその具体化に向けて策定する動きがあればというところで教えていただきたい、あるいは、今後そういうことに関する動きがあれば、ぜひ教えていただきたいなと思います。

以上、もし何か御存じのことがありましたら、お願ひいたします。

【野村総合研究所（齋藤）】 ありがとうございます。まず2点目いただいたプロトコルについては、今まさに整理を進めているところではありますけども、緊急時の特例について、規定されている中での取組というところを調べておりますけども、例えば、災害時についても含まれてはいるというところですけども、具体的な動きが災害のものであったかというと、今までのところはないかなというところは見ているといったところで、今後、その部分についても改めてまとめて御報告できればというところでございます。

外部監査を入れるというところについては、透明性レポートには言及はなかったかなというところなんんですけども、もし弊社の尾張さんのはうから補足等あればいただければと思いますけども、いかがでしょうか。

【野村総合研究所（尾張）】 外部監査に関しましては、37条のほうに一応インディペンドントオーディッドという形では書いてあるものの、具体的にどういった主体が担うべきかというところまでは言及がされていないと認識しております、実際の透明性レポートは読んでおりますけれども、どういった主体がやっているかというところについて、ちょっとまだ把握はし切れていないところで、申し訳ございません。

【野村総合研究所（齋藤）】 いただいたところについては、今後、各社のレポート等見ていく中で、言及いただいたところでの具体的などういったところが違反になっているかというところがあれば、追記で御紹介等させていただければと思います。ありがとうございます。

【生貝構成員】 どうもありがとうございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

それでは、ちょっと水谷さんは2回目ということなので、すいません、先にまず森さん、それから落合さんにお願いしたいと思います。

じゃあ、森さん、お願ひいたします。

【森構成員】 御発表ありがとうございました。すいません、ちょっと私、事情によって遅れて入ってしまいまして、もし偽情報にフォーカスすべきということであれば、控えますけども、実は偽情報、プロパーではないんですけども、7ページの違法情報、違法コンテンツのほうなんですが、違法コンテンツについては、一定の義務が生じる。例えば頻繁に提供する受信者に対しては、サービス提供の停止みたいなことも義務づけられていると思うんですけども、他方で、違法コンテンツの概念が表の上の行に書かれていると思うんですけども、

けれども、前文12項、違法コンテンツの概念には、違法なコンテンツ、製品・サービス、活動に関連する情報をカバーするために広く定義されるべきとされているとあるんですが、そういうことが果たして可能なのかというのは疑問に思っておりまして、例えばオンラインストーカー行為というのも、対象者が公人であったりする場合にはどうなのかなとも思いますし、違法なコンテンツとか活動に関連する情報というのは、もちろんそれ自体が違法であると。例えば、ダークパターンを利用した商業行為自体は違法なのかもしれませんけれども、そのようなものがあるから注意しましょうとか、そういう話もありますので、なかなか広く定義されるべきというのは、結構日本人としてはびっくりする内容だなと思うんですけれども、何かそれについてもし議論がありましたら教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

【野村総合研究所（齋藤）】 ありがとうございます。今いただいたところは、具体的にその定義がどこまでしっかりとしたものなのかというのは、ちょっと我々も、この事例等を見ている限り、難しいところなのかなとは思っております。

3条の中で定義されているEU法またはEU法に準拠している加盟国の法律に準拠していない情報を意味するといった形で、各法で法令違反を参照する形で定義をしているといったところですので、それが具体的にちゃんと定義できているものなのかどうかというところは、実際に今後のDSAの全面施行の状況を見ながら判断していくかないとなというふうには理解をしているというところでございます。

【森構成員】 なるほど、一般論としては広くていいという話にはなっていますけども、具体的には、いずれかの加盟国法に違反している情報ということですかね。

【野村総合研究所（齋藤）】 そうです。DSAの中で違法コンテンツを詳細定義しているといったよりは、EU法またはEU法に準拠している加盟国の法律に準拠していない情報を意味するといった形で第3条の中で定義をされているといった形です。

【森構成員】 分かりました。ありがとうございました。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、落合さん、お願ひいたします。

【落合構成員】 どうも非常に詳細な御説明をいただきまして、ありがとうございます。ちょっと1点、最初にお伺いしてからなんんですけど、これって今後さらに追加して調査も実施していかれる予定というのがおありということだったのかどうかというところもあると思いますけど、いかがでしょうか。

【山本（龍）主査】 そうですね。先ほどほかの委員の方々からおっしゃっていただいた

ように、災害時の話ですか、行動規範との関係等も含めてもう少し整理は進めていくという方針でございます。

【落合構成員】 分かりました。ありがとうございます。そうしましたら、どちらかといふと、今すぐにこういうふうにお答えくださいというよりかは、こういう視点でまたちょっと見てみていただけだと、今の時点で、まだ始まったばかりだと思いますので、欧州での実務の詳細とかというのを見に行こうとしても、見れることがそもそも相当限定されているのではないかという気もいたしますので、そうすると、どちらかというと今の段階だと、何を分析して、どうしてこういうものになったのかというのをもう少し掘り下げられると、日本でもちょっとそこの視点についてどういう状況なのかというのを見てみたりだとか、あと、ちょっと法制的に各オンラインサービスに関する事業者の法的な位置づけとかも若干違ったりすると思うので、必ずしも全部、こういったものを参考にして何かつくるにしても、そのままコピーするということは恐らくないのだろうとは思いますので、そうすると、どういう要素でどういうものが考えられたのかというのは、かなり複雑につくられているとは思いますので、できる範囲で教えていただけといいかなとは思っておりまして、そういう観点で何点か、この場でお答えいただく必要はそういう意味ではないと思っていますが、御質問させていただきたいと思います。

1つ目が、資料で頂いている中で、やはり定義に関する部分というのは重要であるように思っておりますし、そういう意味で対象情報と対象事業者というものを分けていただいているというところがあるかと思います。この点、違法コンテンツと偽情報の定義、これらの点について、こういうものは入れたほうがいい、こういうものは別にしたほうがいいというような目立った議論などがあれば、何でこういう定義に欧州のほうはしたのかというのを理解するために有用なのではないかとは思いますし、これはカテゴリーを分けることで、何らか後の行為義務などの関係でも意味があると考えているものが見えるかもしれませんので、そういった議論があったかどうかというところを教えていただけといいかなと思いましたのと、対象事業者に関しては、これ、どういう事業者が例えば導管サービスですとか、キャッシング、ホスティングというところに当たっているのだろうかというところがもし具体例等で分かると、より誰に何をさせているのかというのが分かるような気がいたしますので、もしちょっとこれ、なかなかまだ今の時点であまり難しいかもしれませんけど、こういうものが想定されているのであるというものについては、もしかするとそういう説明だったり立法過程の文章で例が多少なり挙げられていましたりすることもあるのかなと思

いますので、もし可能であれば、そういったものを拾っていただけるといいのかなと思いました。

続きまして、3つ目、また別な視点でございますが、4章以降は、どちらかというと体制の仕組みですけど、まず、どういうことをすると対策として意味があるのかどうかというところについて理解するのがまずは大事なのかなという気がしまして、その意味では3章について特に興味があるところであります。

この中で書かれているところでいいますと、例えばオンライン・インターフェースの設計と構成、25条ですとか、26条、オンライン・プラットフォームにおける広告、27条のレコメンダー・システムの透明性のようなところは、これはアテンション・エコノミーということで議論の柱の1つにしているところとの関係であったりですとか、モデレーションに直接的に関係することのようにも思いますので、この辺りの点は、特に、どういう議論でこういうものをやらせて、どういうことを想定しているのかと。先ほど、繰り返しではありますが、実務は必ずしも分からぬと思うので、まだ、そういう視点のところが重要なのかなと思いましたのと、あと、また、31条のコンプライアンス・バイ・デザインですか、34条、35条でリスクの評価であったりですとか軽減というところについては、どういう部分について、リスクを評価して対策の基礎にしようとさせているのかということであったりですか、デフォルトで何らかの体制整備を、コンプライアンス・バイ・デザインという言い方が書いてあるので、ちょっと私も詳細な条文を見て質問しているわけではないのであれなんですが、何らかの体制整備に当たっての考え方を示唆しているように思いますので、そういった点も調べていただけるといいのかなと思います。

あと、37条については、生貝先生からございましたが、38のレコメンダー・システムですか、39条のオンライン広告の透明性、40条のデータ、41条のコンプライアンス・オフィサーといったような、この辺りも非常に重要な可能性があるのかなと思いますので、詳細な内容そのものもさることながら、どういうものが本当に問題で、何をとめたいからこういうことをしようとしているのかというのもとの考え方ができるかといいかなと思いますし、途中で議案とかが修正になったりですか、そういうタイミングで特に議論されたようなところがあれば、そういうところが分かると、そこは一般的にはデータ法とか、何とかのほうも、私、A I法とかも見てたりして、そういうところがやっぱり結構肝になるような論点になっていたりすることもあると思いますので、必ずしも網羅的に全部文章を見るのは難しいとは思うんですけど、そういうところで特に話題になっていたりですか、

修正議論で特に顕著になっているようなところなどだったりですとか、基本的な思想、考え方、もととなる事実関係の認識、この辺りを今の条文などの関係で、ぜひ可能な範囲でまた追加して御整理いただけだと、今後の我々の議論のほうの参考になるのではないかと思いました。

すいません、いろいろ御質問といいますか、コメントさせていただきましたが、全部まとめてお答えいただくというので大丈夫です。私のほうで持っていた視点を申し上げただけですので。

【野村総合研究所（齋藤）】 ありがとうございます。まさに今おっしゃっていただいたように、始まったばかりというところもありまして、具体的ななかなかの取組のところは出てこないというところですけども、おっしゃっていただいたように、どういった論点のところがこの中の肝なのかといったところを含めて、ちょっと追加の整理ですか、まとめるときには意識させていただければと思っているといったところと、あとは、幾つか関連でいただいたところですと、偽情報の定義については、今、D S Aの中ですと明確には定義されていないというところですけども、関連で調べている行動規範の中ですと、行動計画と組み合わせて偽情報が定義をされてたりといったところもありますので、それがほかの行動規範を定めている国・地域と比較してどうなのかといったような観点でも少し整理をしていきたいなと思っているといったところであります。

あとは、対象事業者については、今後補足できればというところですけども、条例の中では書かれてはいないといったところですけども、前文の中では、単なる導管サービスについては、無線アクセスポイントを持つような、仮想プライベートネットワークですか、そういったものが少し言及されていましたとか、キャッシュサービスについては、コンテンツデリバリーネットワークですかといったところが少し例示をされている、ないしはホスティングサービスについても、クラウドコンピューティング等が該当するといったものも、少し前文に含まれている内容もありましたので、そこはちょっと資料に更新する際に、定義と含めて参照できる形にさせていただければなといったところでございます。

そのほか、全体でいただいたところは、具体にどういう取組をしているのかといったところ等は調べていくといったところと、リスク評価等については、イギリスのオンライン安全法の中でも具体的な手順等がO F C O Mの中でもガイダンスが出ていたりとかするところがありますので、そういったところも少し参照しながら、D S Aだけじゃなくて、そういうところも少し理解をするようにはしていきたいなと思っております。ありがとうございます。

ました。

【落合構成員】 いつも詳細にありがとうございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

一応水谷さんのはうからはもう一度ということなんですが、いかがでしょうか。今、私に入っている連絡、チャットですと、全体討議のところでもいいということなんですが、もし このブロックでということであればと思いますが、いかがでしょうか。

後でよろしいですか。

【水谷構成員】 後で大丈夫です。

【山本（龍）主査】 分かりました。一通り御質問いただいたと思います。この後の意見交換のつなぎのような感じで、ちょっと大きな視点で御質問、今お答えいただける範囲内ではと思うんですが、伺っていて率直に思ったのは、これは野村総研様が悪いとかいうことではなくて、やっぱり D S A が結局偽情報に対してどういうスタンスを取っているのか、あるいは考え方というんですかね、思想というんですかね、そういうものがやっぱりちょっと 分かりにくいなというのが率直なところでして、結局例えば偽情報と違法コンテンツというものが例えば完全にセパレートされた概念なのか、あるいは偽情報も場合によっては違法コンテンツに含まれるのかという。どうも前文を見ると、偽情報というのは、違法コンテンツの文脈とは異なる、自主規制の文脈だみたいなことが書いてあって、偽情報と違法コンテンツとの関係性というところも少し見えにくいところがあったかなと思いました。その点また何か補足があれば教えていただければと思いました。

それから、行動規範のところでも、行動規範と D S A がどういう関係に立つのかというところが少し見えにくいなと思いました。行動規範は全く別の自主規制的な世界にあるものなのか、それとも例えば行動規範を遵守していると、D S A の執行上何かいいことがあるのかと。例えばさっきのリスク評価とかで、行動規範に従っていればリスク評価したということになるような形で、D S A のエンフォースメント、執行と行動規範とが何かしらリンクしてくるのかどうなのかということについても、今、何かお分かりのところがあれば教えていただきたいなと思いました。これが 1 点です。

それから、執行のところで少し教えていただきたいなと思ったのが、最初のスライドの 2 ページ目で、いわゆる各加盟国の D S C 、これが独立した規制当局というふうに書かれていたように思うんですが、右側のところの真ん中、各国の D S C が独立した規制当局として D S A を監督・執行すると。ただ、実際に D S C に任命されているのが各国の省庁のような

ところかなと思ったんですね。各国の省庁だとすると、その独立性がどういうふうに担保されているのかということが気になります。任命機関のところがどこかあったと思う。そうですね、これですね。任命機関というのは、DSCとして任命された機関だと思うんですが、こういった機関はいわゆる通信当局かなと思うんですが、多くの場合には、そうしたときに独立性というのがどういうふうに考えられているのかということ。

それからもう一つが、VLOPとか、いわゆる超大規模プラットフォーム等の場合について、基本的には欧州委員会が監督・執行するという、この1つ前のスライドですけれども、こここの趣旨ですよね。ここが分かればもし教えていただきたいなど。この1つ前のスライドを見せていただきたいんですが。そうですね。右下の欧州委員会が、超大規模プラットフォームの場合には向き合うということは、彼らが非常に大きな存在であるからではないかと。プラットフォームというのが非常に巨大であるというところから、例えばDSC、各加盟国のDSCだけではなかなか監督・執行できない。だから、欧州委員会がまずもって監督・執行の責任を負うということになっているのかどうかですね。特に実際のモニタリング等については、欧州委員会とDSCが何か協力しながらやるというような立てつけになっていた部分もあると思うんですけど、この辺のDSCと欧州委員会、特にVLOPに対して、欧州委員会が担当するんだと、監督・執行を担うんだというところの趣旨について少し伺えればと思いました。

すいません、以上です。

【野村総合研究所（齋藤）】 ありがとうございます。少しちょっとお答えできる範囲が限られるかなというところではございますけども、まず最初のDSAの中で結局偽情報に対してのスタンスが見えてこないというところは、我々も中身を見ている中ですごい難しいところなのかなというのは思っているところでございまして、その中で具体的に、おっしゃっていただいたように、前文等を見ていると、違法コンテンツ等の中に含むというよりは、併記される形というところですので、それとは別の社会的リスクを持つ情報として偽情報が例示されているといったような観点かなというところですので、そういった位置づけで書かれているというところありますけども、具体的なスタンスというのはちょっと見えてこないというところですので、ここは今後の取組なんかを見ながら整理をしていく、ないしは欧州委員会の中でオーソライズされたものを少し待つというところなのかなというところは思っているといったところでありまして、プラス、行動規範との関係については、ちょっと今、行動規範についての調査を進めているところでありますので、その中で少し関連がも

う少し読み込めるようであれば、御報告させていただければといったところでございます。

執行のところでございますけども、各省庁がここで書かれているものは任命されているといったところで、任命された機関という形で、少し日本語、先生におっしゃっていただいたところが正しいかなといったところでありますけども、ここを我々、追加で見ていくといったところでございますけども、ドイツの法令のD D Gなんかを見ていると、ネットワーク庁の中にD S Cを独立した機関として設けるといったようなことが書かれているといったところですので、ネットワーク庁全体がD S Cとなるよりは、ネットワーク庁の中に設けるような位置づけなのかなとも理解をしておりまして、その中で独立性を担保していくといったようなことにも読めるなとは理解をしているといったところであります。

もう一つ、V L O Pに関しては、先生の御認識のとおりなのかなと我々としては理解をしているといったところでありまして、基本、欧州委員会の指定に基づいて指定をしていくといったところと、かつ、各国にとどまらず、EU圏内の人口の10%以上ぐらいを占めるようなサービスといったところですので、EU各国内にとどまらないところでのサービス展開をしているような事業者が対象になるといったところですので、そこについては欧州委員会全体でのガバナンスを効かせていくといったような基本的な枠組みになっているんじゃないかと。

ただ、条文の中でもD S Cと各連携をしていくことですか、欧州委員会が動いている場合にはD S Cから働きかけができるといったような条文も読めるかなと思いますので、大きな役割分担はありながらも連携して監督・執行していくという枠組みになっているとは思っております。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。やはりD S Aは、EUの法であるということから、どういう形で我々のWGが参照できるのかということも非常にポイントになってくるかなと感じました。

今、実は私が御質問させていただいたことはこの後の意見交換にも絡んでくる大きなお話だったのかなと思いますので、またもしかしたら野村総研様にも少しコメントをいただくかもしれませんし、あるいは今後、こういうことを調べてほしいとか、何か要望もあるかもしれませんので、引き続き話を聞いていただければと思います。

ありがとうございました。

【野村総合研究所（齋藤）】 ありがとうございました。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、この後、50分ぐらいまで、50分

過ぎぐらいまで、今日のプレゼン、事務局からの御報告とそれから野村総研様からの御報告を受けて、自由討議、意見交換に入りたいと思います。

いかがでしょうか。

まず、すいません、先ほど、水谷さんのほうからお願ひいたします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。山本先生が今お話しされた行動規範とDSAの関係について、私からも追加で質問をさせていただこうと思います。私が気になっているのは、EUのプレスリリースとかを見ていると、偽情報対策のコードオブプラクティスが2018年にできたわけですけども、その段階ではセルフ・レギュレーションだったとされています。このコードは、2022年に改定されて、内容が強化されているんですけども、そこではコレギュレーション、つまり共同規制になったと書いているんですね。特にDSAのVLOPとかに対しては共同規制的な行動規範になるみたいなことが書いてあって、これは恐らくDSAとの絡みでそうなっているんだろうと予測はしているんですけども、どういうふうにそれが絡んでいるのか、私もあまりよく分からなくて、もし可能でしたら今後調べていただいたほうがいいのかなと思ったのが1点です。

もう1点は、今日のDSAの御報告の中ではあまり触れられなかったところですけども、40条だったかと思いますけど、研究者によるデータアクセスについてDSAが定めていると思うんですけども、親会のほうとかでも、ソーシャルメディアの影響・リスクを調べる上で、研究者がデータにアクセスしにくくなっているという指摘が幾つかあります、その意味で、研究者によるデータアクセスの点について何か今もし御知見があれば教えていただければ幸いです。

すいません、以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。1点目は、先ほどの私の質問と共通しているところで、行動規範との関係性ですが、2点目は、研究者のデータアクセスの話だと思うんですけども、まず1点目で、すいません、主査のむちゃぶりということになるかもしれないんですが、ミスター共同規制の生貝さんに、もし今の行動規範とDSAの関係、あるいはコレギュレーションになったことの経緯ですとか、今後の我々の議論にとても重要だと思うので、何かあればと思います。お願いします。

【生貝構成員】 すいません、何となく御指名あるかとは想像はしていました。まさにおっしゃるとおり、もともとセルフレギュレーションだったコードオブコンダクト、コードオブプラクティスが、共同規制、コレギュレーションになる、そしてなったということについて

ては、実は、僕が少なくとも読んでいる限りでは、D S Aの本文そのものの中、条文そのものの中には直接のリンクというのは書かれていませんよ。ただ、前文の104のところに、行動規範にアドヒアラントしてコンプライアンスすることというのはリスク軽減の適切な手段となり得るということが書いてある。

ただし、単に行動規範に参加してそれを守っているということそのものが法を守っているとみなされるということではないよということも書いてあるということで、ですから、抽象的な義務を課して、基本的には行政規制という位置づけではありますから、当局が出するガイドラインをある種マルチステークホルダーでつくり、そのモニタリングというのもマルチステークホルダーでやっていく。恐らくそういった仕組みそのものというのを、リスク軽減という広範な義務と組み合わせた形での共同規制にしているという位置づけかなという認識であります。一旦、今のところは。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。ちょっと残っていただいて、水谷さん、今生貝さんのコメントに対して何かありますか。

【水谷構成員】 ありがとうございます。私も、絡んでいるとしたら、35条のシステムクリスクのところなのかなとは思っていたので、今のお話だと、前文にそういう話が書いてあるということですね。

ただ、面白いのは、それを守っていれば大丈夫かというと、全然そうでもないという話が今生貝先生からあったので、ルールの明確的な観点でいうと、プラットフォーム側もある意味困るのかなとか今ちょっと聞いていて思いました。すいません、以上です。

【生貝構成員】 そうですね。それはやっぱり行動規範も、まずは、全てのことを決められるわけではないですし、なので、どうしてもそれを守っていれば大丈夫だとは現実的に書けないということなんだろうとは理解はしているところですが。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。今のところは、非常に実務的なことを考えていくと、あるいはエンフォースメントとのことを考えていくと非常に重要なポイントなのかなという気がしたので、また今後も調査をしていただきつつ深められればなと感じました。

ありがとうございます。生貝さんも、すいません、ありがとうございました。

それでは、ほかの方いかがでしょうか。ごめんなさい、2点目か。水谷さん、2点目で、これは野村総研様への御質問かなと思いましたけれども、現段階でお答えできる範囲で何かあればと思います。よろしくお願いします。

【野村総合研究所（尾張）】 先ほどの発表の資料20ページ目のところにVLOPに対する欧州委員会から情報提供の要請というところの中で、X、そのときはツイッターだったかもしれません、に対して、情報提供の中の理由の中にあるんですけれども、研究者に対しての情報提供というところがございました。ちょうど12月18日のところになります。右側のところで、40条12項にデータのスクリーニングをもし禁止しているようであれば、これは明確に違反ですので、どうですかというところで、こちらについては、40条をしっかりと書いてあって、実際これに関してすっきりしなかったというところで、また、こういった形で書いてありますし、あと、2月19日にTickTockに対してもですけれども、ポツ4点目になりますが、同じように40条12項に対する情報提供要請というところがありますので、何件か実際に欧州委員会のほうからこの点に関して、この義務に関して、違反なんじゃないかというところで情報提供が実際に行われているところで、関心が上がっているように認識しております。

【水谷構成員】 ありがとうございます。データのスクリーニング禁止が40条12項違反になるという点は、すごく重要なポイントかなと思いましたので、今の御回答を参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。

石井さん、お願いいいたします。

【石井構成員】 すいません、2回目、ありがとうございます。生貝先生、水谷先生、そして山本先生の御議論を伺っていて、野村総研様、可能であれば追加でお調べいただければと思う点があります。先ほどの行動規範のところがやはり偽情報の対策として非常に重要性を持つと思います。自主規制的な位置づけから共同規制的な位置づけに変わって、署名している業者も増えたのでしょうか。そもそも行動規範自体が発展しているという面がありますので、その状況についてお調べいただきたいのですが、DSAとの関係では、偽情報については具体的な義務として何か直接に課しているものがあるわけではなく、行動規範のほうでやっていく、というのがDSAのメッセージとしてあらわれているのかなというよう受け止めております。まず関係性がどうかというところはありますが、そうなったときに、積極的な立法を打ち出していくことで有名なEUが、偽情報については行動規範でいくというスタンスをとる、その背景にはどういう理由があるのかというところ、もし可能であれば、DSAと行動規範の関係性をお調べいただく中でアップデートして教えていただけ

ればと思いました。

もう一つ、独立性について、D S Cですかね、独立性については山本先生から御発言あつたところ、私も独立性と聞くと、監督機関の独立性でG D P Rの監督機関を思い浮かべてしまふのですが、法令によって独立性の意味というのは違ってくるのではないかという点を、D S Aのテキストを見ながら思っていたところでした。プロバイダやサービスの利用者からの独立性が保障されていればよしという意味での「独立性」という理解で大丈夫ですね、という点を野村総研様に確認してみたいと思いました。よろしくお願ひします。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。1点目の御質問は、落合さんの御質問、御質問というか、御要請、御要望にも関わっていたと思うんですけれども、やはりD S Aの思想というか、理念のところをもう少し深掘りするべきだということなのだと思うんですね。つまり、偽情報の対応というのが、もし仮に基本的に自主規制ベースで、共同規制なのかもしれません、あまり直接的にD S Aのなかに規定を持っていないということの裏側にある理念が何なのかどうかというところですよね。ここをやはりしっかりと我々としては押さえておく必要があるのだろうなと思いましたので、ぜひよろしくお願ひしますと主査からも思いました。

それから、2点目、独立性の意味についてですけれども、この点、もしかしたら今の段階ではあまり情報をお持ちでないかもしれません、野村総研様のほうから何か御示唆があればと思いますが、いかがでしょうか。

【野村総合研究所（齋藤）】 その点、今、先生に補足いただいたとおり、独立性というところが明確に書かれているというところですけども、それが具体的にどういう独立性なのかというところは少し詳細を把握したいなというところですので、今後進める上で、その観点で整理を進めさせていただきたいなと思います。

【石井構成員】 ありがとうございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございました。

ほかの先生方、構成員の皆様、いかがでしょうか。

それでは、生貝さん、お願ひいたします。

【生貝構成員】 ついでにもう一言お願ひします。2つあって、まず1つは、引き続き行動規範のこと等もお調べいただけるということでございますので、これやはりその中身、それ自体の中身とD S Aとの関係ということ、僕がさっき御説明したもの以外でもいろんなリンクというのも考えられるかと思いますので。それと、あとは、やはり最近特にオースト

ラリアですとか複数の国でまさにこの問題についてのコードオブコンダクトの策定というものが進められている中で、まさに2018年からつくられて、改定もあって、あるいは各國でも出てきているという中で、その差分、比較といったようなものが、欧州を1つの参照軸にしながらできていって面白いのかなあと、重要なことなのかなあとは思っているところですというのが1つです。

それから、もし今、何か関連して、コードオブコンダクトの中身でもうなんですかけれども、これもし今後分かったらいいんですけども、1つは、今、この検討会との関わりでも、やはりアテンション・エコノミーというところに1つは着目して、それをいろんな意味でブーストさせてしまう装置としてのデジタル広告といったようなものへの関心が高まっているといった中で、まさに広告といったようなものがまさにヨーロッパのディスインフォメーション対策の中でどう位置づけられていて、コードオブコンダクト、業界としてもどんな努力をされているのか。こういうこともまさにDSA全体との関わりの中でも見ていくとよいのかなと思いました。

これが2点目でございます。以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。今のところ、特に2点目は、先ほど、落合さんからですかね、私記憶が定かではないですが、やはりDSAとアテンション・エコノミーとの関係ですよね。アテンション・エコノミーという言葉はDSAのどこかで書いてあるということではないのでしょうかけれども、恐らくアテンション・エコノミーに対して何かしらのスタンスがあるのだろうと感じられるところもあると思うので、その辺りのところを少し見ていくということなのかなと思いました。

野村総研様に特に今お答えいただくようないふうな理解でよろしいですかね。

【生員構成員】 そうですね。もし何か今、関連してこれが重要だというのがあればとは思いますが、特に必ずしも今でなくてもというところです。

【山本（龍）主査】 分かりました。もしあればということですけれども、NRIの齋藤さん、どうでしょう。いかがでしょうか。

【野村総合研究所（齋藤）】 ありがとうございます。今の2点目については、ちょっと明確には言及、アテンション・エコノミーという形では書かれていないかなというところです。どちらかというと、前文等の中での書きぶり等を踏まえて、こういうふうに読めるといった形なのかなと思いますので、ここはちょっと今後整理を進められればといったところ

と、1点目については、まさにおっしゃっていただいたとおり、オーストラリアですとかニュージーランドでこの関連の行動規範ができておりますので、共通する項目と独自の項目といった形での整理を進めているというところでございますので、そちらについてもまた改めて、時間があれば、御紹介等、今後させていただければというところでございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。恐らく今のところは、プロファイリングの問題ですか、あるいはレコメンダー・システムの透明性、あるいはV L O Pに関しては恐らくレコメンダー・システム、少なくとも1つはプロファイリングのかかっていないシステムを提供するべきだというような、そういう規定があったかと思うんですけども、やはり情報収集の主体性の確保みたいなところともしかしたら関連しているのかなと感じました。この辺、もう少し、また深掘りできればと思います。ありがとうございました。

ほかの方は。森さん、お願ひいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。今回の資料にはなかったので、もしかしたらちょっと私、D S Aの外に何かあったような気がするんですが、ターゲティング広告との関係で政治広告の問題があったと思います。政治的なメッセージを行動ターゲティング広告で、行動ターゲティングで出していいかという問題ですけれども、ちょっとこれはこれで何かルールが何かあったような気がしますが、すいません、ちょっと全然覚えてなくてあれなんですが、これもやっぱり日本にいる我々はこの問題の重大性に気づかされたのはケンブリッジアナリティカではなかったかと思いますので、この点についてもインプットしていただいて、併せて検討できるようにしたほうがいいかなと思っております。

以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。今の御提案については、事務局とも少し検討したいと思います。ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。

落合さん、何かチャットで貼り付けていただいているが、口頭で補足いただきてもよろしいでしょうか。

【落合構成員】 選挙の公正性に関するD S Aの中のガイドラインの草案を何か意見募集をされているようでありまして、3 5条に基づく初のガイドラインとして、民主的な選挙プロセスを脅かす可能性のあるプラットフォームのシステムリスクの軽減ということで、こういったものも出ているようありますので、そういう意味では、森先生おっしゃられたように、選挙というのが先に1つ出されているということからしてもやはり注視され

ているという部分はあると思いますので、ちょっとすいません、森先生のお話聞きながら何かあるかな思って見ていましたところ、それらしきものが発見できましたので、御報告したという次第です。

【山本（龍）主査】 そうですね。だから、ここも、D S Aでは、今の3 4条のところの選挙のインテグリティ、選挙の完全性を保護するということに対するリスク評価の中で、一定程度、選挙絡みの問題というのは対応するということなのでしょうけれども、それ以外、D S A以外、先ほど森さんが御指摘されたように、D S A以外でどのような規律が、例えば政治広告の規律が入りつつあるのか。私もどこかで見た記憶があるのですけれども、それとの関係性はどうなのかというところは、やはり押さえておかなければならぬポイントかなと思いました。日本でも公職選挙法上の対応と例えば偽情報対策としての対応とでどういうふうな違いがあって、それがどうリンクするのかということもやはり議論としてはしっかりと整理しておかないといけないかなと思いました。今後この点についての議論が必要であると感じたということを申し上げておきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

じゃあ、水谷さん、お願ひいたします。

【水谷構成員】 すいません、質問というよりは、どちらかというと今後の検討課題かなというものなんですけども、さっきから出ている偽情報対策のコードオブプラクティスの中でも、デマネタイゼーション、偽情報に対する経済的・金銭的インセンティブをつけないようにするというようなことが重要視されていて、コードオブプラクティスの署名者の中にも、広告業界が含まれています。これは、2018年のコードに対するある種の反省的側面もあったのだと思うんですけども、そういう動きがEUでも出ていると思います。

その観点で言うと、ちょっと気をつけなきやいけないかなと思っているところがあって、今言われているような偽情報対策としてのデマネタイゼーションとか、ブランドセーフティーというのは、もともと企業としてブランドを伝統的に持っている事業者とか、あるいは新しくブランドを構築していくみたいというような広告主にとってはまさにインセンティブがあり、重要なわけですよね。他方、広告主の中にも、そういうブランドをそもそも持ちたいと思っている人ばかりではなくて、それよりもネット上で目立ってクリックしてもらえばいいというような人たちもいるとは思うんですね。むしろこうしたアウトサイダーをどう規律していくか、グリップしていくかというのが課題になるんじゃないかなと思います。

特に最近ソーシャルメディア上の広告などで、非常に詐欺的な、ブランドのある企業をま

ねた、商標権違反じゃないかなと思うような広告とか、なりすましの怪しい広告がかなり出てきているというようなところで、偽情報を流すインセンティブとしての広告の問題とともに、広告自体のクオリティ維持という意味でも議論していく必要があるのではないかと思った次第です。これは今後の検討課題として考えていただければと思います。

以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。また、生貝さんからもお手が挙がっていると思うんですが、いかがでしょうか。

【生貝構成員】 さっきからお話にちょっと出ていた政治広告の規則案について、落合先生が挙げていただいたDSAの新しいコードオブコンダクトとは別に、政治ターゲティング広告とそれから透明性に関する規則案というのが、ちょうど先週、議会総会で採択されたところで、これはこれで別途、DSAと並ぶ形でというよりも、DSAがホリゾンタル法なら、ある種のパーティカル法としてできるのかなあといったようなところです。

特にこの規則の場合は、政治広告であって選挙広告ではないということ、結構これ、必ずしも選挙等に直接関わるところだけではなくて、例えば社会的なイシューに関わることに関する世論形成ですか、あるいは、ある種のルール形成に対する働きかけですか、そういったことも結構広く含まれるところでございますので、少し注目してもよいのかなあといったようなことを少し補足というのと、それからもう一つ、あれもこれもにはなるんすけれど、例えば選挙に特化した、政治広告に特化した規則というのはまとめてあると申し上げて、そのほかにもやはりいろいろな特定の情報に特化した法令というのは、EU法でも各法でもいろいろある中で、そういうところとの関係性というのは、この規則案だけに限らず、様々広めに見ていてもよいのかなと思いました。

取りあえず以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

森さん、すいません、お願いします。

【森構成員】 先ほど水谷先生のお話でデマネタイゼーションのことが出ておりましたので、その文脈で申し上げますと、広告主は変な媒体に広告出されちゃ困るわけですけれども、それはそういう意味では我々と同じ利害関係にあるわけで、変な媒体、それは偽情報ですが、変な媒体に広告を出さないようにということで、御案内かもしれませんけれども、自主規制で広告事業者、広告配信事業者等の認証をデジタル広告品質認証機構というところがやっています。JICDAQというところですけれども、後でURLを貼っておきますけ

れども、そこで完全に認証ですので、完全に自主規制ということですが、そういうところでやっていますけれども、そういうところのよくない媒体から広告を除いていくということも、自主規制から共同規制ということともしかしたら考えられるかもしれませんので、ちょっと情報共有をさせていただきます。

以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。今、森さんからチャットでいただいているのは情報共有かなと思います。

【森構成員】 そうです。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。そろそろお時間もと思うんですが、いろいろと情報提供いただきました。ありがとうございます。今回はいろいろとまずインプットいただいて、論点といいますかね、今後深掘りすべき論点を出していただいたと思います。勉強しなくてはいけないことがたくさんあって、DSAだけじゃなくて、当然のことながら例えばヨーロッパの研究、調査するにしても、DSAだけじゃなくて、行動規範ですかとか、さらに周辺の法ないしガイドライン、行動規範も含めて少し見ていかなきゃいけない。あるいはそれとエンフォースメント、DSAのエンフォースメントとの関係性についても見ていかなきゃいけないということですし、DSAについてもいろんなニュアンスのある立法だと思いますので、その背景にある考え方とか原理のようなもの、例えば今日スライドで出していただいたように、DSAの第1条を見ると、本憲章、EUの基本権憲章に明記された基本的権利、これを効果的に保護するということが目的としてあがっていたわけですけれども、こういうDSAの背景的な理屈も踏まえてニュアンスを酌み取っていかなければいけないと感じた次第です。

それから、偽情報という個別の現象に対する対応を検討すると同時に、構造的な要因の1つにもなっていると思われるアテンション・エコノミーに対する対応というのもやはり、今、いろいろと広告の問題も出していただきましたけれども、検討していかなければいけないということかなと思いました。

ただ、全てこのWGができるということではないと思いますので、マッピングをしながら、このWGの射程についても考えていく必要があるなということも同時に感じた次第です。

ということで、いろいろ情報提供いただきましたけれども、大体自由討議、意見交換の時間はこの辺りかなと思いますので、一旦事務局にお戻しして、今後の進め方について事務局

から御説明をお願いいたします。

【上原専門職】 事務局でございます。資料WG 5－2を御覧ください。今後の本ワーキンググループの進め方ですけれども、この資料の下のほうの緑色の丸印にございますとおり、本日3月4日の第5回会合を終えた後、明日3月5日には親会の第11回会合と合同で第6回会合を開催予定でございます。オレンジ色の枠で囲まれた緑色の丸印というのは親会との合同開催を表しております。

親会では既に第7回会合で示されたとおり、今後4月頃までプラットフォーム事業者等へのヒアリング、それらの結果を踏まえた基本的な考え方や具体的な方策に関する検討などを予定しております。特にプラットフォーム事業者等へのヒアリングについては本ワーキンググループも合同で行うことを予定しております。

並行して、本ワーキンググループ単独では、下のほうに記載しておりますとおり、ヒアリング結果を踏まえまして、制度面も含め、専門的な見地から議論を深めていくべく、構成員の皆様あるいはその他有識者からの御発表、また本日、野村総合研究所様からインプットいただきましたような国内外における偽・誤情報等への対応に関する取組状況についての情報共有とそれを踏まえた意見交換を重ねまして、検討すべき事項を整理しつつ、親会に適宜報告していくということを案として想定しております。

事務局からは以上となります。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

構成員の皆様から特に御異論、御異議がなければ、このような形で今後進めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【上原専門職】 1点、少し追加でよろしいでしょうか。ちなみに、先ほど皆様から御意見ございました広告関連につきましてですけども、明日の3月5日の親会との合同会合以後、まさしく広告関連の団体からヒアリングを行うということを始めてまいりたいと考えております。少し補足でございました。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

あと、それから、落合さんから子供に関する論点も議論したほうがいいように思いましたというチャットがあります。確かにDSAの中でも未成年者の保護というのはかなり強調されている部分があると思いますので、この点についても今後のアジェンダとして検討の余地があるかなと感じました。

いずれしましても、事務局からお示しいただいた今後の進め方の案ですけれども、御異議

ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないように思いますので、それでは、事務局と相談の上、適宜このように進めさせていただこうと思います。ありがとうございました。

最後に、全体を通じて構成員の皆様から何かありますでしょうか。

よろしいですね。分かりました。

では、最後に事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

【高橋係長】 ありがとうございます。次回ワーキンググループ第6回会合につきましては、先ほど説明しましたとおり、明日、3月5日、火曜日、10時から検討会第11回会合との合同開催を予定しております。

議事等の詳細につきましては、別途事務局より御案内差し上げます。

以上でございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございました。

それでは、予定より早くてやや心配というか、あまりこういうことはないのですけれども、以上をもちまして、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」ワーキンググループ第5回会合を閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。